

消費者安心サポーターは、公募によって選ばれ、消費に関する知識や、消費者被害の実態・対処法などを学び行政と協働で啓発活動などを行っています。令和6年度は12名のサポーターにより、市内各地の高齢者サロンなどで出前講座における寸劇を披露するなど、消費者教育の一翼を担っています。

令和6年度合同報告会

■実施日：3月21日（金）会場：市役所大会議室

3月21日（金）市役所大会議室において、令和6年度の活動報告をこども消費生活サポーターと合同で実施しました。報告会では、両サポーターの活動報告、生産者・事業者訪問についての意見交換会を行いました。

消費者安心サポーターは、活動内容の紹介と、各地の出前講座で行っている高齢者の契約トラブルを未然に防止するための寸劇を実演しました。活動内容の紹介をしたサポーターの大木さんは、『私たちが行う寸劇では、「安さには必ずからくりがある。簡単に騙されないで。」と高齢者の方へ訴えかけているが、これは小学生の君たちにも伝えたい。安いものが悪いものではないけれど、見かけや目先の安さをすぐに信じるのではなく、なぜこの値段なのか、どうやって作られたものなのかなどを自分の頭で考えることが大切。』と子供サポーターへお話しされました。

また、こども消費生活サポーターからは、生産者・事業者訪問についての報告がありました。意見交換会では、消費者安心サポーターからの「こども消費生活サポーターの活動に参加したいと思ったきっかけは？」という質問に対して、「小学校の総合の授業でSDGsについて学ぶことがあり、もっと詳しく知りたいと思った。」といった意見が聞かれました。

これをもって令和6年度消費者安心サポーターの活動は終了となります。今年度の活動内容は、消費者フェア2025にて展示を行います。

